

会 議 録

1 会議名

第8回大潟区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

・報告事項（公開）

（1）市道路線の廃止及び認定について

・協議事項（公開）

（1）地域活動支援事業に係る課題及び改善策について

（2）地域活動支援事業（大潟区）制度に関するアンケートについて

（3）委員研修会について

・その他（公開）

3 開催日時

平成28年9月29日（木）午後6時30分から午後8時29分まで

4 開催場所

大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：石田浩二、梅木英亮、金澤幸彦、君波豊、後藤紀一、小山茂、佐藤忠治、
佐藤博之、新保正雄、内藤 恒、中嶋 浩、細井義久、柳澤周治、山田幸
作、山本宏（16人中15人出席）

・事務局：古屋柿崎区建設グループ長

久保田大潟区総合事務所長、熊木次長（総務・地域振興グループ長兼務）、
道場市民生活・福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）田川総務・
地域振興グループ班長、佐藤総務・地域振興グループ主任

（以下、グループ長はG長と表記する）

8 発言の内容（要旨）

【熊木次長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

【佐藤忠治会長】

- ・ 挨拶
- ・ 会議録の確認：新保正雄委員に依頼

報告事項（1）市道路線の廃止及び認定について、柿崎区総合事務所建設グループに説明を求める。

【古屋柿崎区建設G長】

資料 No.1 に基づき説明

【佐藤忠治会長】

意見や質問はないか。

【後藤紀一委員】

1つお聞きしたい。真っ直ぐな道路を、曲げるというのはどういうことか。既存の市道を使わなければ工場の増設ができないのか。いきさつを説明していただきたい。

【古屋柿崎区建設G長】

大潟工業団地は、土地の所有者が個人であるという特殊な工業団地である。工業団地担当の産業立地課で企業とやり取りをして、市道を含めた中で開発をしたいということであった。

たしかに、本来真っ直ぐな道路を曲げるというのは、いかがなものかという気持ちはある。しかし、工業団地として市が売りに出しているので最大限協力しなければならない。

他に増設する土地はないかということで聞いたところ、直江津精密加工の南側は住宅があり、西側は川である。北側はインペックスということで拡幅するところは道路側しかないということである。直江津精密加工はインペックスにも交渉したが、うまくいかなかったということである。そこで担当課で検討したところ、やむを得ないのではないかということになった。

【後藤紀一委員】

関連会社の直江津電子は市道を挟んで増設をしている。同じようにはできなかったのか。

【古屋柿崎区建設G長】

その話もしたが、今回はあくまで工場のラインを伸ばす必要があり難しいということであった。

【後藤紀一委員】

そういうことでは、腑に落ちない部分があるが。

【古屋柿崎区建設G長】

実際、ブルボンと同じ形で増設し、道路が曲がっている。同じ工業団地内でこちらは良いが、こちらはできないということはできない。最大限、市としては協力するということをご理解いただきたい。

【後藤紀一委員】

ブルボンの場合は、工業団地の道を帝石の方まで結ぶという計画が当時はあつて了承されたのではないか。

【君波豊副会長】

現場を見てきたが、道路の形が変則になっていることが将来的に企業の進出に影響しないか、その点は考慮されているか。

828号線は雑木があり、道路があるかないかわからない状態で機能されていない。また、828号線を挟んで827号線と829号線があるが、これらの道路も市道として認定されているが、現状のままでよいものかどうかという疑問がある。

大瀧区には町の時代に町道昇格した道が多くあるが、将来的には見直していくという計画はあるのか、お聞きしたい。

【古屋柿崎区建設G長】

工業団地の今後のあり方については、所管外である。

【熊木次長】

今後について支障はないかというのと、全くないとは言い切れないが、なかなか引き合いが来ないという中で、今回の話があった。やむを得ないということで、道路の形状変更ということになった。

【古屋柿崎区建設G長】

今後の市道のあり方については、わかる範囲でお答えする。827号線と829号線もご指摘のとおりである。実際、道路課が主体となり市道の現状を調査し、道路として使用されていないところは、地元の了解を得て廃止していく検討をしているところである。

【金澤幸彦委員】

828号線のことだが市道は廃止になっても、道路として残すということによいか。

【古屋柿崎区建設G長】

もちろんそうである。

【金澤幸彦委員】

袋小路は、発生しないということで良いか。

【古屋柿崎区建設G長】

農道とつながるようになっている。

【金澤幸彦委員】

地権者には了解を取っているか。

【古屋柿崎区建設G長】

もちろんそうである。

【佐藤忠治会長】

ほかに質問などはないか。

(発言なし)

【佐藤忠治会長】

それでは、意見や質問がないようなので以上で報告事項(1)を終了する。

(古屋柿崎区建設G長退席)

【佐藤忠治会長】

では、続いて協議事項(1)地域活動支援事業に係る課題及び改善策について協議する。事務局の説明を求める。

【田川班長】

資料No.2に基づき説明

【佐藤忠治会長】

では、具体的にNo.1から5の市全体の課題について市へ提出するかを協議する。

No.1 について意見はないか。

(意見なし)

意見がなければ、市に提出するかどうか決める。No.1 について、市へ提出したほうがよいという人は挙手をお願いします。

(挙手無し)

では、No.1 については市に提出しないものとする。

No.2 に移る。意見はないか。

【後藤紀一委員】

No.2 については、地域活動支援事業で提案できるようにという意見書なのか、早く直してくれという意見書なのか、2 とおり考えられるが、どちらのことを言っているのか。

【田川班長】

どちらもありだと思います。

【後藤紀一委員】

ここで求められていることは、どちらなのか。

【田川班長】

それは、皆さんでどういう意見書にするか審議していただくことになる。ここで議論するものではなく、皆さんがこういう課題がある、市の執行事業を復活させるという意見書になるのか。現地を見てもらい、これは何とかしなければならないという意見書になるのか。事務局として判断するものではないと考える。

【柳澤周治委員】

提案の趣旨を聞いている。どういう手法で解決したらよいかという要望であり、事務局が答えられるとかの話ではなく、提案者の趣旨を確認し、全体で取り上げるかの議論をすればよい。趣旨がわからないと判断ができない。

【佐藤忠治会長】

歴史散歩で瑞天寺を訪れたが、柱が朽ち、有形文化財の案内看板の字も読めない状況で、市に話をしても直してくれないとの話を聞いた。それなら、地域協議会で取り上げ解決できるようにしたいですねと話してきた。

町の時代に、行政が行った仕事なので、意見書を出すのか、地域活動支援事業で、区内の団体が提案するのか、どちらに考えたらよいのか、ということで意見を出した。

ふる里散歩道の案内看板も朽ちているが、町時代の史跡や文化財の案内看板を修復しようという動きもなく、行政も力を入れていない。

【後藤紀一委員】

地域活動支援事業でやるのが早いと思うが、市で設置したものは提案できない。市に早く整備してほしいという意見書を出してもすぐ直るものでもない。

昔、朝日池に渡り鳥が来るといふ看板の字が見えなかったものを、地域活動支援事業で提案した経緯があった。その頃は市の執行事業や学校の整備も提案できた。その後、あまりにも市の執行事業の比率が高くなって、規制することになった。

市がやるべきことは市で、活動支援は地域を活性化することに向けるべきと市の執行事業をはずし、総額が2,000万円減らされた経緯がある。

人魚塚の看板も見え無くなっているのだから、意見書として出すべきと考えている。

【新保正雄委員】

意見書を出しても、対応はいつになるかわからない。市の執行事業を地域活動支援事業の対象外としたのなら、要望にすぐ対応してもらわなければ困る。

【君波豊副会長】

No.2の意見・課題については、私が提案した。

13区では、町時代にいろいろやったと思う。町時代に設置したものは、市が所有者として管理されているのか、そのすみわけを聞きたい。市の財産となっていない、管理となっていないとの回答がもらえるのではないかと思った。

瑞天寺は、以前、まちづくり大瀉として提案しようとしたが、神社、仏閣にかかわるということで、入口でだめだった。教育委員会でやるからとの見解であったが、対応していないので、一度ただしてみたいと思い提案した。

【内藤恒委員】

町時代に設置した看板は、だれが責任をもって管理するのか。責任の所在が分からない状態のものが結構多いのではないか。市の執行を待っているのは、いつになるかわからないし、市で執行する事業のすみわけがされないと難しい。

【柳澤周治委員】

上越市の仕組みの中で、町時代の特定の看板だけでやるのか。他の看板も点検をして、管理状況が悪いもの、老朽化が激しいものを、新年度予算に要求するよう意見書を出

すのが普通のやり方ではないか。何年やっても直らないなら、何年も直るまで出すということだろう。

特定の看板に特化するのではなく、全体を見て、優先的なものをピックアップしてあげてはどうか。

【中嶋浩委員】

合併後も、それぞれの区に史跡はある。それを市として受け継いでアピールしていくのかははっきりしていない。一例をあげて市の見解を聞きたい。基準がはっきりすれば、判断材料になる。

【佐藤忠治委員】

地域を元気にするために必要な提案事業で提案できるのではないか。

町時代に民具を収集したが管理が不十分で、市は史跡の保存に力を入れていない。

市の見解をただしたうえで、史跡めぐりのマップや冊子の作成を提案したらどうか。

【柳澤周治委員】

活動支援の課題に集中して審議してほしい。

【熊木次長】

区内には、2種類の看板がある。

1、教育委員会で生涯学習の観点で設置した看板：ふるさと散歩

2、県の事業で設置した青い看板：ふる里の散歩道、これは観光の分野になる。

文化財の看板については、施設の管理者が設置する。町で設置した看板については、合併で引き継いでいることから市の管理である。市で管理し、危険なものから順次撤去し、修繕はしない。

文化財の看板設置には、補助制度がある。また地域活動支援事業での提案も可能である。

なお、県の事業で設置した観光の青い看板については、確認が出来ていない。

【金澤幸彦委員】

市の金でも地域活動支援事業でも懐は一緒、担当課で、やらないことを地域活動支援事業で提案するというのは納得できない。

ふる里の散歩道は、もう散歩道ではなく、けもの道になっているので看板は撤去しなければならない。市の考え方を整理してからのことである。

【小山茂委員】

町時代の看板は、市へ引き継がないという事か。どうしてそれを撤去するという事に変わったのか。誰が決めたのか、経緯が不明瞭だ。

撤去費は誰が出すのか。危なくなったから撤去する。文化の伝承で作った看板が朽ち果て、意思是継続していない。なぜそうなったのか経緯をはっきりさせてほしい。

【佐藤忠治会長】

看板については、市の見解を求めるか。自主的審議事項として意見書とするか。修理や建て替えについて納得できない。

【柳澤周治委員】

市の見解を聞くのが先ではないか。次長の説明では、合併前の自治体で設置したもの、市は管理責任も含めて継承されていない理由がわからない。文化財の位置づけを確認して、市の見解次第で次へのステップを検討する。

市の見解を聞かなければ、自主的審議とするのか判断がつかない。

【中嶋浩委員】

具体例を挙げて、市は文化の薫る市を掲げながら、表示もしない朽ち果てたものをそのままにしている。地域の活動に任せるのか知りたい。例をあげれば、長峰城の看板は誰が設置したのか知りたい。

一例をあげて、市の見解を聞きたい。

【佐藤忠治会長】

市の見解をただすということによろしいか。

【君波豊副会長】

町時代の看板等は、市は財産として引継を受けていないのか。ふるりの散歩道は、県の事業だと思ったので、市へ言っても仕方がないと思っていた。

市が引き継いでいないのであれば、地域活動支援事業で取り組んで早めに直していく手を選ぶ。

長峰城は、地域支援事業の看板もあるが、土地改良区で設置したものもある。

【田川班長】

今回の意見課題は、市の行う事業を復活させるという意見としてとらえた場合、市の方針は対象としないとなっている。今回の意見課題としては、提案はできない。

皆さんが、個々具体的な看板等は市の所有なのか、市の見解を聞きたいというのは、制度に関する課題改善策ではない。No.2については、対象外であるので提案しないということになる。

事例について議論されている看板は、制度に関するものではないで今後自主的審議事項として、審議するために市の見解を聞きたいという事であれば今度時間を作る必要が有ると考える。

【後藤紀一委員】

合併前に行政が作ったものも、行政のものではないとなった経過は、合併の事務調整で調整されたと思うが、文化財に関しての協議の議事録があるはずだ。そうでなければこんなことにはならないはずである。

町の文化財を、市に引き継がれるものと、引き継がれないものと区別があったものだと思う。市として、どうしてそうなったか説明できないか。

【柳澤周治委員】

今、それを出させるという議論になっている。出させればいい。制度の課題に関連して、疑問が出てきたのでそれに答えなさいということだ。

【佐藤忠治会長】

今回は提出しないで、新たに自主的審議事項として審議するため、町の文化財を市へどのように引き継がれたかの説明を求める。

【後藤紀一委員】

自主的審議事項にしなければ、その見解を聞けないのか。

【柳澤周治委員】

しなくてもできるのではないか。その見解を聞いたうえで、自主的審議事項の中身を検討すればよい。

【熊木次長】

自主的審議事項にしなくても回答する。合併協議でそこまで細かいことまで協議したかは、あると思うが調べさせてもらう。

引き継がれているかどうかについては、看板が大潟町から上越市教育委員会に名前が張り替えてあるものは、引き継がれたものとなる。

【金澤幸彦委員】

この説明に関して、会長は、瑞天寺さんと地域協議会でというやり取りがあったとの話があったが、謹んでもらいたい。

【佐藤忠治会長】

それは、地域の課題なので地域協議会で議論して決定した場合はということで説明している。

【柳澤周治委員】

市の執行事業は、対象外というのはわかるが、そうは言っても予算化するということは、地域協議会が必要だと認めて早期の予算化を求めるということではできるのだから。

【田川班長】

活動支援事業ではできないが、市に意見書を上げることはできる。

【柳澤周治委員】

市の執行事業だから、何もできないのかということを知っている。

【田川班長】

今回の課題改善策としては提出できないが、自主的審議をして、意見書を上げることはできる。

【柳澤周治委員】

了解した。

【佐藤忠治会長】

今回は提出しない。文化財の関係については、市から説明を求める。

【柳澤周治委員】

担当者呼んで聞くということか。まず見解を聞いて、問題があるとなったら呼べばよいのでは。文書を見ればわかるものは、文書でよいのではないか。

【佐藤忠治会長】

では No.2 については、事務局に調べてもらい、結果について文章で報告を求める。

続いて、No.3 と No.4 はどうか。

(発言なし)

【佐藤忠治会長】

No.3 と No.4 は、市に提出しないということとする。

No.5 以降は、大瀨区の課題ということで後日協議をすることとする。

次に、協議事項（2）地域活動支援事業（大潟区）制度に関するアンケートについて事務局の説明を求める。

【田川班長】

資料 No.3 に基づき説明

【佐藤忠治会長】

募集について意見はないか。提出期限についてだが、5月と記入して配る予定である。なかなか1次募集で応募が少ない状況なので連休後のほうがよいのではないかと考える。

2.支援内容についてはどうか。

（意見なし）

【佐藤忠治会長】

意見なしとする。

3.応募方法についてはどうか。

（意見なし）

【佐藤忠治会長】

意見なしとする。

4.審査方法についてはどうか。

（意見なし）

【佐藤忠治会長】

昨年と変わらずよいとする。

5.その他についてはどうか。

（意見なし）

【佐藤忠治会長】

意見なしとする。

【柳澤周治委員】

配布範囲はどこか。

【田川班長】

今回提出した団体のみである。

【佐藤忠治会長】

よろしいか。

【柳澤周治委員】

ホームページ等で公開しているか。アンケートに答えたいという団体が答えられるようになってきているのか。文書配布のみか。

【田川班長】

文書配布のみである。

【柳澤周治委員】

今回応募した団体のみの意見だけではないか。

【田川班長】

今回のアンケートについては、来年度の取組方針を決定するための判断材料とするためである。毎年、同じような内容で実施しているので過去のアンケート結果が必要であれば出すことが可能である。

【柳澤周治委員】

了解した。

【後藤紀一委員】

3回提出したので出せないと考えている団体があると考えているが、そういう団体の意見も今までのアンケートでは反映されているか。

【内藤恒委員】

地域活動支援事業そのものを知らないという団体があるのではないか。そういうところにこのアンケートで知らしめられるのではないか。

【佐藤忠治会長】

そういうことも大切だが、これは地域活動支援事業を提案して認められた団体に、その過程でどう感じたかということを知るためのアンケートである。もっと別な宣伝の方法が必要なのではないかと考える。

【内藤恒委員】

地域活動支援事業を提案したいと考えている人が多くいるのでないか。事業についてもっと宣伝したほうがよいのではないか。

【佐藤忠治会長】

アンケート結果を広く知らせる必要があるではないか。

【田川班長】

資料 NO.2 の課題・改善策の集計結果の中に課題として挙がっている。今後協議検討していきたいと考えている。ここは、あくまで提案した団体の意見・アンケートとして考えていただきたい。

【中嶋浩委員】

対象が少なくても項目が多い。次に活かせるようなアンケートというのが本当に活かせるのか。内容に魅力がない。提案のための書類を作成しその挙句にアンケートである。提案団体の人の負担にならないように 2 枚ぐらいにできないのか。今、検討する必要はない。意見である。

【佐藤忠治会長】

ほかはないか。山本委員いかがか。

【山本宏委員】

募集方法だが、どうすれば応募者が増えるかというものを、提案団体に聞いてしまうというのも斬新である。しかし、応募が増えれば自分たちの補助額が減額される可能性があるというデメリットがあることで、正しく答えが出てくるのかと感じた。

【佐藤忠治会長】

質問の内容は昨年と全く変わらないか。今年はこれで行くということによろしいか。
(意見なし)

【佐藤忠治会長】

これで良いということとする。引き続き、委員研修会について事務局から説明する。

【田川班長】

資料 No.4 について説明

【佐藤忠治会長】

上創研からは瀧本副所長と内海主任研究員が来られる。ぜひ、都合をつけて出席していただきたい。では、その他に移る。皆さんから何かないか。

【柳澤周治委員】

上越市の主要事業プロジェクトの中に大潟体操アリーナ整備事業があるが、実施設計業務が平成 29 年 2 月に完了する予定となっている。地元の大潟区地域協議会委員として実際の用地買収、建設用地も含めて今現在の進行状況はどうなっているか、本日もしくは近日中に聞きたい。

【熊木次長】

場所については、体育課で選定中である。地域協議会で報告できる時期が来れば報告する。しばらくお待ちいただきたい。

【君波豊副会長】

議会の意見交換会でも質問したが同じ答えであった。大潟区にとっては、重要なことなので、早く聞きたいと思い質問したが難航しているようであった。

【柳澤周治委員】

市議会でも大潟区の議員には早く報告するよう3月中に説明を求めたが、隣接地で検討中という答えであった。しかし、現在9月でありだいぶ期間がたっているため、進捗状況を聞きたいと思って質問した。難航しているということであれば、最悪大潟区周辺地域をあきらめて、他の地域に行くという選択肢が上越市の中で出るのではないかと心配している。地元には全く入っていないのか。

【熊木次長】

選考については全く知りえない部分である。総合事務所としても早く公表してもらいたいと考えている。その思いは同じである。

【後藤紀一委員】

何故、難航しているのかくらいはわからないのか。

【熊木次長】

関係地権者に迷惑がかかる。しっかりと決まった段階で報告ということになる。

【佐藤忠治会長】

そのほか総合事務所から連絡はあるか。

【田川班長】

フォーラム開催のチラシ等を配布するので、ぜひ参加いただきたい。

【熊木次長】

10月1日付人事異動により、市民生活福祉グループ小林班長が柿崎区市民生活・福祉グループ税務班に、後任に生活環境課より前川班長が異動となる。

次に、農業委員会法が改正され、来年度の改選にあわせて新制度へ移行する。選任方法を改め、市議会の同意を要件とする市長の任命制に変更となり、定数は47人から24人に変更となる。他に農地利用最適化推進委員が新設され、定数は48人となる。

次に、バス路線が上越大通り線・浜線が10月1日より変更となり、時刻表・路線図が各家庭に配布される。

次に、郷土の偉人顕彰コーナーの設置について、コミプラ右手インフォメーションコーナーに「笠原克太郎」、「小池仁郎」、「小山作之助」を紹介しているのでご覧いただきたい。

最後に、次回第9回地域協議会は、10月27日（木）午後6時30分から開催する。

【佐藤忠治会長】

質問等はないか。

【君波豊副会長】

犀潟駅の耐震化工事がされるという情報は入っていないか。

例の相模原の施設の事件以降、大潟区には逆に施設があるが施設の監視体制はどうか、情報はないか。なければ後で聞かせていただきたい。

【熊木次長】

前段の件は、正式には聞いていないが噂で聞いている。確かなものではなくその範囲でしか承知していない。

犀潟医療センターについては、医療観察法に基づいて、会議が義務付けられている。大潟区総合事務所長もメンバーになっている。地域の町内会長として犀潟と渋柿浜の町内会長も構成員になっている。年2回会議が行われている。

【細井義久委員】

農業委員会法の変更については、農業委員を集めて説明があるのか。

【久保田所長】

農業委員会の会議が、来週開催されると聞いている。

【熊木次長】

現在は委員募集の準備を行っている。11月に募集案内を広報やホームページで行うことになっている。農業委員と農地利用最適化推進委員については11月中旬から募集を行うことになっている。

【細井義久委員】

農業委員は合併してから削減されていて、大潟区からいなくなるのではないか。

【久保田所長】

現在、大潟区には農業委員は3名おられる。今後も最適化推進員1名を含め3名になっていただくことになるかは、公募なのでどうなるかわからないが、いなくなることはないと思う。

【後藤紀一委員】

バスの関係について、通学のバスで利用するわけだが鶉の浜で乗り換えとなると、鶉の浜で待つという冬期間の対策は考えているか。

【熊木次長】

6月の地域協議会で、新幹線交通政策課から説明しているが、次のバスが接続で待っているためバス停で待つということはない。

【後藤紀一委員】

了解した。

【佐藤忠治会長】

よろしいか。その他なければ終わる。

【君波豊副会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-534-2111（内線211、214）

E-mail：ogata-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。